

令和6年度 後期

科目等履修生募集要項

北海道教育大学旭川校

令和6年度後期

北海道教育大学科目等履修生募集要項

北海道教育大学旭川校

1. 入学資格

当該授業科目を履修するに十分な学力があると本学が認めた者

2. 出願手続

(1) 出願書類等

①科目等履修生入学願書（本学所定のもの）

※願書については、履修希望科目(含集中講義)の担当教員（非常勤講師の場合はその専攻（分野）の代表教員）の面接を受け、履修許可（願書の所定欄に署名）を受けた後、教育支援グループに提出してください。

②履歴書（本学所定のもの）

③現に勤務している者は、所属長による修学許可書（本学所定のもの）

④郵便振替払込受付証明書(お客さま用)・・・検定料(9,800円)払込時のもの ※継続扱いの者は不要

⑤証明写真(4cm×3cm)1枚(出席登録カード作成用) ※継続扱いの者は不要

⑥その他本学が必要と認める書類

(2) 出願受付期間

令和6年7月22日(月)～令和6年8月8日(木)

※持参の場合の窓口受付について

・時間は午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。

(3) 出願受付場所

教育支援グループ事務室（北海道教育大学旭川校 社会科学棟2F）

出願書類等を持参又は郵送してください。

なお、郵送の場合は必ず「書留」とし、出願期間内に届くように送付してください。

3. 検定料、入学料及び授業料について

出願手続に必要な検定料については、添付の『払込取扱票』を使って郵便局で払い込み（払込手数料は払込人負担）、『郵便振替払込受付証明書（お客さま用）』を提出してください。

種類	納入金額	納入時期
検定料	9,800円	出願書類提出時
入学料	28,200円	合格通知後～令和6年9月20日(金)
授業料	<u>1単位につき</u> 14,800円	令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)

注1 継続扱いの場合は、入学料・検定料は必要ありません。（継続及び新規の取り扱いについては「検定料・入学料納入（新規・継続）に係る参考例」を参照願います。）

2 上記の納入金額は、予定額であり、納入金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納入金額が適用されます。

3 納入した検定料、入学料及び授業料は、いかなる理由があっても返還しません。

4. その他

(1) 履修科目について

- ①履修可能な科目は、教育支援グループにて授業時間割を確認してください。なお、開設している科目の中には、受講者を制限している場合があります。
- ②履修できる科目数は年間24単位までです。
ただし、本学大学院生については年間12単位までとし、教育実習の単位は含まないものとします。
- ③集中講義については、授業時間が重なり受講できない科目が生じる場合がありますので、注意してください。
- ④教員免許状の取得を目的として出願する方は、当該免許状取得に必要な単位について免許授与機関等（北海道教育委員会等）で確認してから出願してください。
- ⑤教育実習及び教職実践演習は科目等履修の対象としません。ただし、本学大学院生の場合は特例として認めることがあります。
- ⑥介護等体験は科目等履修の対象としませんが、北海道教育委員会及び社会福祉協議会の指示により旭川校の卒業生（本学大学院生を含む）に限り特例として受講を認めることがありますので、窓口でご相談ください。ただし、本学大学院生が科目等履修生として新たに教育実習を受講する場合については、教育フィールド研究Ⅳ（介護等体験）を受講することができます。
- ⑦感染症感染拡大時等、対面指導が不可能なときは、講義の日程変更やICTを利用した遠隔授業となる可能性があり、その場合は自身で受信環境を整備していただきます。

(2) 継続扱いについて

令和6年度前期に履修している者が、「継続扱い」に該当します。

(3) 教育職員免許法改正に伴う留意事項について

平成31年4月1日の「教育職員免許法」改正に伴い、各種免許状取得に必要な修得単位数等が変更になりました。平成31年4月以降に新たに科目等履修生となる方は、改正後の法律が適用になります。詳細について北海道教育委員会で必ず確認してください。

教育職員免許状取得を希望する方で、単位取得に関してご不明な点がある場合は、教育支援グループへお問合せください。

(4) 諸証明について

旭川校の科目等履修生として修得した単位の証明書等は、履修期間の終了後に発行しますので、必要な方は履修後、教育支援グループに「証明書交付願」を提出してください。

(5) 可否の通知及び入学手続について

可否及び入学手続（入学料・授業料の納入方法を含む）については、令和6年8月28日（水）以降に文書発送をもってお知らせいたします。

(6) 次期の募集について

令和7年度前期についての出願受付は、令和7年1月頃から行う予定です。

(7) 出願書類に不備がある場合には、これを受け付けません。

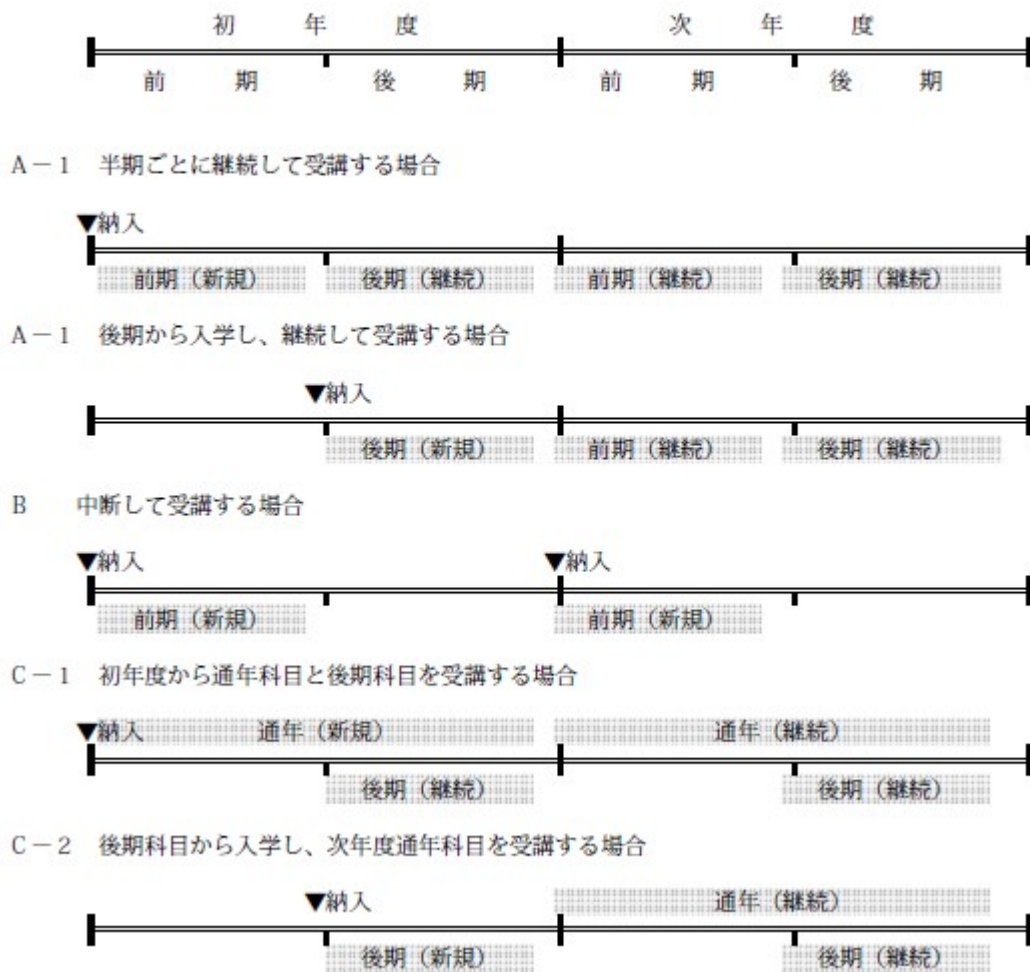
(8) 個人情報の取り扱い

1. 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道教育大学保有個人情報管理規則」に基づき、

保護に万全を期しています。

2. 出願にあたってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、出願処理、可否判定、合格発表、入学手続、研究生等に関する調査、これらに付随する業務を行なうために利用します。
3. 出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、合格者のうち入学者のみ、入学後の教務関連業務（学籍管理、修学指導等）、授業料等に関する業務を行なうために利用します。

検定料・入学料納入（新規・継続）に係る参考例



☆願書提出及び問い合わせ先

〒070-8621 旭川市北門町9丁目
北海道教育大学教育学部旭川校 教育支援グループ

Tel : 0166-59-1224 Fax : 0166-59-1226

E-mail: asa-kyomu@j.hokkyodai.ac.jp

科目等履修生入学願書（新規・継続）

※いずれかを○で囲んでください

令和6年度 後期

令和 年 月 日

北海道教育大学長 殿

私は貴学科目等履修生として入学を志願いたしますので、許可くださるようお願いいたします。

ふりがな
氏名 _____ (自署)
年 月 日生 男・女

履修目的 (具体的に)		最 終 学校名	年 月 日 卒業・修了・退学			
現住所及び 連 絡 先	〒 _____ TEL () — E-mail :					
勤 務 先	TEL () —					
在学学校名	大学院 年在学					
所有免許状	※取得予定 免許状		※免許状申請 適用条項		別表()	
※教科・教職 その他の別	授 業 科 目 名	開 設 時 期	単 位	校 時	曜 日	担 当 教 員 署 名
						(自署)
						(自署)
						(自署)
						(自署)
						(自署)
他キャンパス科目等 履修生出願の有無 (必ず記入すること)	有 ・ 無 「有」の場合のキャンパス名： _____ 校 ※複数のキャンパスにわたって出願する場合、検定料及び入学金は いずれかのキャンパスで納入すること。					
備考 1. ※欄は、教育職員免許状の取得を目的として履修する場合に記入すること。 2. 出願時添付書類：「履歴書」、現職者については「所属長の許可書」、郵便振替払込受付 証明書（お客様用）※継続扱いの者は不要						

履 歴 書

写真貼付欄
正面脱帽
3か月以内

4 cm × 3 cm

ふりがな			
氏 名	(自署)		
生年月日	年 月 日	生 (満 歳)	性別

現住所 及び 連絡先	() - E-mail :		
勤務先	() -		

学 歴

年 月 日	高等学校卒業
年 月 日	大学卒業
年 月 日	
年 月 日	

職 歴

年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

資 格

年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

修 学 許 可 書

勤務先名
職 名
氏 名

上記の者について、令和6年度後期北海道教育大学科目等履修生となることを許可する。

令和 年 月 日

所属長 印

北海道教育大学長 殿

北海道教育大学科目等履修生規則

制 定 平成16年4月1日
平成16年規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道教育大学学則（平成26年学則第1号。以下「学則」という。）第76条第3項の規定に基づき、北海道教育大学（以下「本学」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 入学の時期は、学期の始めとする。

(履修期間)

第3条 履修期間は、1年以内とする。ただし、引き続き履修を継続する必要があるときは、許可を受けて、これを延長することができる。

(入学資格)

第4条 科目等履修生の入学資格は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると本学が認めた者とする。

(入学志願手続)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、指定された日までに、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書（本学所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 現に勤務している者は、所属長の修学許可書
- (4) その他本学が必要と認める書類

2 前項により納付された検定料は、返還しない。

(入学者の選考)

第6条 前条の入学志願者については、学長が選考する。

(入学手続)

第7条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- (1) 誓約書（本学所定のもの）
- (2) その他本学が必要と認める書類

2 前項により納付された入学料は、返還しない。

3 学長は、第1項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(諸証明書)

第8条 学長は、科目等履修生の願い出により、修得単位、在学期間等について、証明書を交付することができる。

(退学)

第9条 科目等履修生が退学しようとするときは、学長に願い出るものとする。

(除籍)

第10条 学長は、科目等履修生として適当でないと認められる者については、除籍することができる。

(検定料，入学料，授業料等)

第11条 検定料，入学料及び授業料の額並びに当該徴収方法は、別に定める。

2 実験，実習等に要する費用は、科目等履修生の負担とすることがある。

(検定料，入学料及び授業料の不徴収)

第12条 大学間交流協定に基づく外国人留学生については、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(準用)

第13条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則その他の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月24日平成23年規則第28号 改正)

この規則は平成23年8月27日から施行する。

附 則 (平成24年2月7日平成23年規則第72号 改正)

この規則は平成24年2月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日平成26年規則第50号 改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。